

社会保険労務士・行政書士

関島 康郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町2 - 7 - 13

電話 : 03-3609-7668

FAX : 03-3609-0404

HP: <http://srseki.mine.nu>



休業手当を国が補てんする 雇用調整助成金の要件緩和

深刻な雇用情勢に対応するため政・労・使の代表が話し合う「雇用戦略対話」の初会合が去る11月25日首相官邸で開かれました。この会合で、政府は、企業に雇用維持を促すため、従業員に支払う休業手当を国が補てんする「雇用調整助成金」に関し、12月から適用要件を緩和すると報じられています。

雇用調整助成金は、現在約199万人が受給対象となっている最大級の助成金です。中小企業などが雇用維持のためにその要件緩和を求めていたものです。

助成金の受給要件

助成金が受給できる事業主は現在次のようになっています。

- ① 雇用保険の適用事業主であること
- ② 最近3カ月間の売上高または生産量等がその直前の3カ月又は前年同期比で5%以上減少していること
- ③ 雇用維持のために従業員（雇用保険被保険者）を対象に休業、また

は教育訓練、出向を行うこと

この要件②について、不況の長期化を受け、比較対象の時期を2年前の同時期比10%以上減少している場合を追加するという内容です。前年決算等の経常利益が赤字である場合（5%減少要件不要）は、中小企業緊急雇用安定助成金が受けられます。

休業実施で受給できる額

休業を実施した事業主が受けられる助成金額は、休業手当相当額の5分の4（事業主事由で直前6カ月間に解雇を行っていない事業主には10分の9）で、雇用保険基本手当日額の最高額（一人につき7,685円）が限度となっています。

請求の方法によっては事業主が支払う休業手当のほぼ全額が支給されます。（教育訓練実施のときは別に訓練費6,000円）

なお、この助成金は3年間で休業日数300日を限度としています。

厚生年金 昔の低い標準報酬月額

質問 私は厚生年金に40年以上加入し、現在、年金を受給しています。このほど社会保険庁から「請求漏れの厚生年金期間があるのではないか」の問い合わせの手紙がきました。給与が低かったころの昔の厚生年金の加入期間が見つかって、平均標準報酬月額が下がってしまい、年金額が減ってしまうことはないのでしょうか。

回答 年金額が減ることはありません。年金額が減少しないように措置されています。

★厚生年金の算出式は

①定額部分+②報酬比例部分+③配偶者加給
このうち、①の定額部分には上限が設定されています(昭和21年4月2日以降生まれの人で40年)。

②の報酬比例部分は次の㉠㉡合算額です。

$$\text{ア 平均標準報酬月額} \times \text{生年月日別乗率} \times \text{平成15年3月以前加入月数} \times 1.031 \times 0.985$$

$$\text{イ 平均標準報酬額} \times \text{生年月日別乗率} \times \text{平成15年4月以後加入月数} \times 1.031 \times 0.985$$

上記㉠平均標準報酬月額は過去の毎月の標準報酬月額の総和を加入月数で割って算出されます。

★減額にならない主な措置

平均標準報酬月額算出には次のような措置が行われています。

- (1) 過去の標準報酬のうち、1万円未満はすべて1万円に切り上げます。
- (2) 1万円に切り上げ後に、再評価率表(下表)で標準報酬を読み返します。
- (3) 昭和32年10月1日前の低い標準報酬月額は原則として切捨て、以後の平均額で読み替えをします。

- (4) 昭和32年10月1日前に被保険者期間あり、昭和51年8月1日以降にも被保険者期間がある人については昭和51年8月1日を基準日として平均額を前後別々に計算して加重平均を算出します。

なお、被保険者期間が15年以上20年未満の人で特例措置を受けている人に未請求期間が見つかり、20年以上になった場合は減少することがあり、注意が必要です。

実際に使用されている再評価率 (H6 再評価率)

被保険者期間	再評価率	被保険者期間	再評価率	被保険者期間	再評価率
S33.3以前	13.96	50.4~51.7	2.25	6.4~ 7.3	0.99
33.4~34.3	13.66	51.8~53.3	1.86	7.4~ 8.3	0.99
34.4~35.4	13.47	53.4~54.3	1.71	8.4~ 9.3	0.99
35.5~36.3	11.14	54.4~55.9	1.62	9.4~10.3	0.99
36.4~37.3	10.30	55.10~57.3	1.46	10.4~11.3	0.99
37.4~38.3	9.30	57.4~58.3	1.39	11.4~12.3	0.99
38.4~39.3	8.54	58.4~59.3	1.34	12.4~13.3	0.917
39.4~40.4	7.85	59.4~60.9	1.29	13.4~14.3	0.917
40.5~41.3	6.87	60.10~62.3	1.22	14.4~15.3	0.917
41.4~42.3	6.31	62.4~63.3	1.19	15.4~16.3	0.917
42.4~43.3	6.14	63.4~H 1.11	1.16	16.4~17.3	0.917
43.4~44.10	5.43	H 1.12~ 3.3	1.09	17.4~18.3	0.923
44.11~46.10	4.15	3.4~ 4.3	1.04	18.4~19.3	0.926
46.11~48.10	3.60	4.4~ 5.3	1.01	19.4~20.3	0.924
48.11~50.3	2.64	5.4~ 6.3	0.99	20.4~21.3	0.924

「入管法」改正 「在留カード」制に

◆不法滞在者の減少なるか？

今年7月8日、現在、国内に約13万人いるとみられる不法滞在者の減少等を目的とした「出入国管理及び難民認定法」の改正案が可決・成立し、7月15日に公布されました。

外国人を雇用している企業、これから雇用しようと考えている企業に影響のある改正項目もありますので、ぜひとも押さえておきたいところです。

◆新たな在留管理制度の導入

現在、3カ月以上日本に在留する外国人は、外国人登録を行ったうえで「外国人登録証明書」（2008年末時点で約222万人が所有）を携帯しなければなりません。改正により、これに代わって「在留カード」が導入されることになりました。日本に中長期間にわたって在留する外国人には、このカードの携帯義務が課されます。

「在留カード」には、氏名、国籍、居住地などのほか、「外国人登録証」には記載の必要がなかった「就労制限の有無」や「資格外活動許可を受けているときはその旨」も記載が必要となります。一般企業にとっては、就労が可能な在留外国人であるか否かを判断しやすくなるというメリットがあります。

また、住居地情報を市区町村に届け出なければならなくなります。さらに、一定の在留資格を有している外国人は、勤務先企業等の情報を入国管理局へ届け出る必要もあります。そして、企業にも、受け入れた外国人情報を国に提供する努

力義務が課されます。

公布から3年以内に施行の予定です。

◆新たな在留資格（技能実習）の創設

これまで批判の多かった「研修・技能実習生」の見直しも行われ、原則として、座学実習のみの場合は「研修」という在留資格となりますが、実務研修（OJT）を伴うものについては「技能実習」という在留資格が新設されました。

この「技能実習」の中には、

(a)「講習による知識習得活動」・「雇用契約に基づく技能等習得活動」

(b) (a)の活動に従事し、技能等を修得した者が雇用契約に基づき習得した技能等を要する業務に従事する為の活動が含まれます。

上記(a)のうちの「雇用契約に基づく技能等習得活動」と、(b)の活動には、労働基準法や最低賃金法等の労働関係諸法令が1年目から適用されることとなりますので、注意が必要です。

公布から1年以内に施行の予定です。

◆その他の改正項目

その他、「適法な滞在者の在留期間の上限延長（3年から5年）」、「1年以内の再入国に関して原則として許可不要」などについても定められました。



●派遣事業に保険未加入者等の届出を義務化

厚生労働省は、人材派遣業者の許可要件を見直し、社会保険に加入していない派遣社員の総数や、未加入者の名前・理由の届出を義務付ける考えを明らかにした。加入資格があるのに雇用保険・健康保険・厚生年金保険に加入していない派遣社員の解雇や雇止めが目立つため、2010年3月1日から施行の方針。(11月21日)

●後期高齢者医療の保険料増回避に基金活用

厚生労働省は、後期高齢者医療制度の保険料の大幅な引上げを抑制するため、都道府県に積み立てられている「財政安定化基金」を取り崩す方針を明らかにした。保険料は全国平均で現行より約13.8%伸びる見通しのため、来年の通常国会で関連法改正を目指すとしている。(11月21日)

●2009年の大卒初任給は微増

厚生労働省が「賃金構造基本統計調査」を発表し、2009年の大卒初任給が19万8,800円(前年比0.1%増)となったことがわかった。高卒初任給は15万7,800円(同0.1%増)だった。(11月19日)

●協会けんぽ保険料 9.9%に引上げの見通し

全国健康保険協会は、来年度の協会けんぽの保険料について、全国平均で9.9%(現行は8.2%)に引き上げる必要があるとの見通しを明らかにした。10月時点の試算では9.5%とされていたが新型インフルエンザによる医療費の増加などが影響した。(11月18日)

●年金記録の照合は「70歳以上」を優先へ

厚生労働省の「年金記録回復委員会」は、8億5,000万件に上る年金記録の照合作業に関

して、70歳以上の人の記録を優先的に照合する方針を決定した。記録の誤りが多いとされる年齢層から着手することにより、作業の効率化を図りたい考え。(11月13日)

●無年金者に年金記録確認の通知を送付へ

社会保険庁は、63歳以上で年金を受給していない約50万人に対して、今年12月から年金加入期間の確認を促す通知を送付することを発表した。約23%の人が、手続きを行えば年金を受給できる可能性があるとみられている。(11月12日)

●民間企業の冬季賞与は14%減少の予測

みずほ証券は、民間企業の今冬の賞与の平均支給額が36万6,000円(前年比13.8%減)となる予測(厚生労働省の統計などから推計)を発表した。マイナスとなるのは2年ぶり、減少率は過去最大となる見込み。(11月7日)

●年次休暇の取得率が上昇 1人平均8.5日

厚生労働省は、2008年における正社員の年次有給休暇の取得率が47.4%(前年比0.7ポイント上昇)だったとする調査結果を発表した。1人あたりの平均取得日数は8.5日(同0.3日増加)だった。(11月6日)

●「自己都合」でも実態は「会社都合」

NPO法人「POSSE」が失業者を対象としたアンケート調査(445名が回答)の結果を発表し、「自己都合で退職した」と回答した人のうち約36%の人が、離職理由として「賃金不払い」「セクハラ」「パワハラ」など、自己都合とは考えにくい理由を挙げていることがわかった。(10月31日)